

「令和5年度大村市市民後見人候補者養成研修」受講者募集

～社会貢献の為の活動を始めてみませんか～

認知症、知的障がいまたは精神障がいなどにより判断能力が不十分な人に対し、人間としての尊厳や財産が損なわれないよう支援する制度の1つに「成年後見制度」があります。

近年、制度利用が進む中、地域で支える仕組みの1つとして、法人後見や日常生活自立支援事業の支援員として活動し、権利擁護に関する知識や経験を深め、将来の市民後見人として選任され、活躍することが期待されています。

本研修は、将来的にその担い手となる候補者を養成します。

- 1 主催:長崎県社会福祉協議会
- 2 共催:大村市社会福祉協議会
- 3 日時と研修内容:

【基礎編】

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| 1 回目:10月27日(金) 12:45～17:00 | 成年後見制度利用促進の動向と市民後見人の役割 |
| 2 回目:11月1日(水) 13:00～17:00 | 意思決定支援の基礎と対象者をとりまく危険 |
| 3 回目:11月10日(金) 13:00～17:00 | 対人援助の基礎と対象者をとりまく危険 |

【応用編】

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| 1 回目:11月24日(金) 12:45～17:00 | 福祉サービス等の理解 |
| 2 回目:12月1日(金) 13:00～17:00 | 成年後見制度の相談から申立てと後見人の職務 |
| 3 回目:12月8日(金) 13:00～17:00 | 成年後見人等の職務と実際の活動 |

4 研修会場 プラットおおむら 4階 大会議室

〒856-0832 長崎県大村市本町 458-2 大村市中心市街地複合ビル(プラットおおむら)

5 対象者:※次のすべてに該当すること

- ① 大村市にお住まいの方で、権利擁護の普及推進に興味のある方
- ② 原則として、全てのカリキュラムを受講できる方

6 定員:30名程度(先着順とし、定員になり次第締め切ります。)

7 申込方法:大村市社会福祉協議会窓口・ホームページもしくは、長崎県社会福祉協議会ホームページにある「参加申込書」に必要事項を記入し、10月20日(金)までに大村市社会福祉協議会を通じてお申込みください。(自分でもできるかな?等のご相談や成年後見についてのご質問も大村市社会福祉協議会窓口へお問い合わせ下さい。)

8 申込期限:令和5年10月20日(金)

長崎県社会福祉協議会 生活支援課福祉あんしんサポートセンター(担当:坂本・松浦・近藤)

電話 095-846-8807

大村市社会福祉協議会 大村市成年後見支援センター(担当:池水・山下)

電話 0957-47-8130 FAX 0957-54-1365